

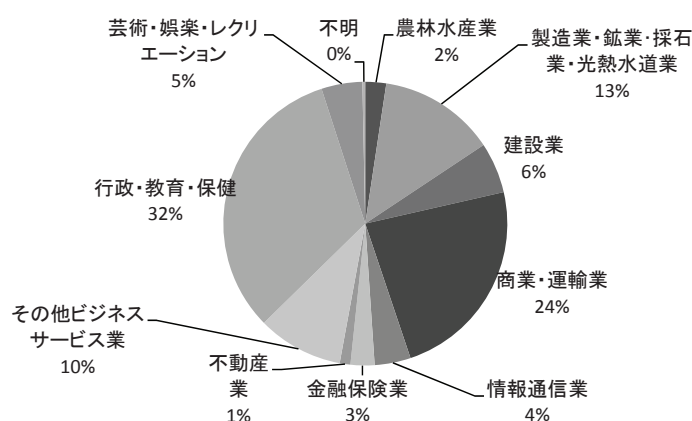
第2章 デンマーク¹

第1節 職業訓練をめぐる状況

1. 人口・雇用

デンマークの人口はおよそ 566 万人（2015 年）で、この 20 年間継続的に増加している。労働市場の特徴の一つは、女性の労働市場参加率の高さである。2014 年の女性の就業率は 72.2%で、EU28 カ国の平均（63.5%）を大きく上回っている（男性については、デンマークが 79.5%、EU28 カ国の平均が 75.0%である）。不安定雇用の拡大や財政危機の影響が、出生率の低下を招いたものの、デンマークの出生率は依然として欧州平均を上回っている。高い出生率の要因として、多大な助成を受けている公的デイケアセンターや、出産・育児休暇に関する法制度、あるいはほとんどの児童が幼児期に託児所に入所することなどが挙げられる。なお、就業者の 3 分の 1（87 万 4,000 人）が行政・教育・保健部門に従事しており、うちおよそ 7 割を女性が占める（図表 2-1）。

図表 2-1 業種別就業者数（2015 年第 4 四半期）



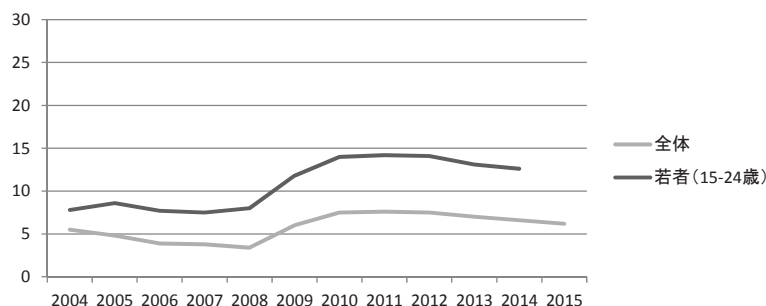
出所：StatBank Denmark

財政危機以降、失業率は 2008 年の 3.4%から 2011 年には 7.6%へと急増したが、その後は緩やかに改善している（2015 年で 6.2%）。全体の失業率および若年失業率（2014 年で 14.2%）は、いずれも EU 平均（同 9.4%、22.2%）を下回る水準にある（図表 2-2）。

デンマークの労働市場と政策が近年注目を集めた理由の一端は、この低い失業率にある。比較的緩やかな雇用保護と、失業中の手厚い給付、積極的労働市場政策による就業支援を組み合わせたいわゆる「フレキシキュリティ」が、失業者の抑制あるいは失業の長期化の防止に寄与していると考えられたことによる。事実、労働市場政策に関する支

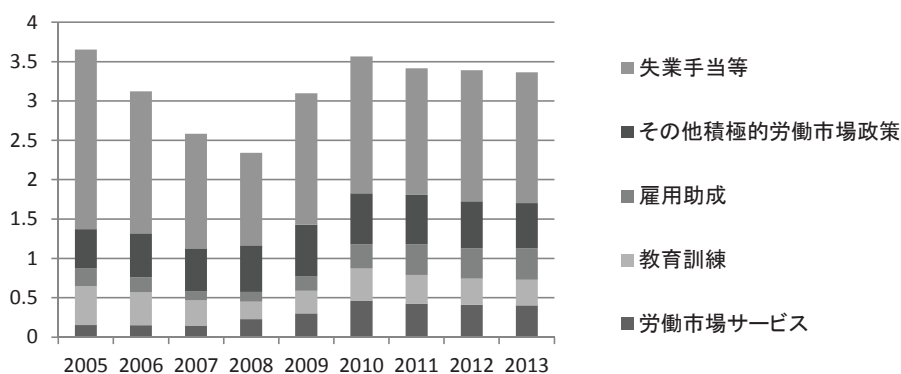
¹ 本章の内容は、主に Cedefop (2014)による。

図表 2-2 失業率の推移



出所：Eurostat

図表 2-3 労働市場政策支出の対 GDP 比の推移



出所：Eurostat

出の GDP 比は高く（図表 2-3）、また給付による所得補償も、一定水準の給付が広範な層に支給される傾向にある²。

OECD（2015）によれば、デンマークは他の欧州諸国と同様に、人口の高齢化の傾向にある。20-64 歳層に対する 65 歳以上層の人口比は、2012 年の 30%から 2050 年には 43%に上昇すると予測されており、この場合、他の OECD 諸国に比して人口の高齢化のスピードは緩やかなものにとどまる。また現在のところ、高齢者の就業率は比較的高く（55-64 歳層で 61.7%、OECD 平均は 54.9%）、さらに教育訓練への参加率（直近 1 カ月の訓練受講比率）も 27%と相対的に高い（同 8~10%）。政府は近年、将来的な年金支給開始年齢の引き上げ（65 歳から 67 歳へ）³をにらんで、高齢者に労働市場に留まるよう働きかける施策を打ち出しており、これには高齢労働者の再教育施策なども含まれている。従来から、実施していた早期退職制度についても、段階的な廃止が決まっている。

加えて、外国人とその子孫の人口に占める比率が上昇しており、2012 年時点でおおよそ 10%となっている（半数強が欧州域内からの移民）。こうした層を労働市場に統合するた

² OECD の公表する所得代替率に関するデータによる（序章参照）。

³ 2009 年の福祉合意（welfare settlement）による。

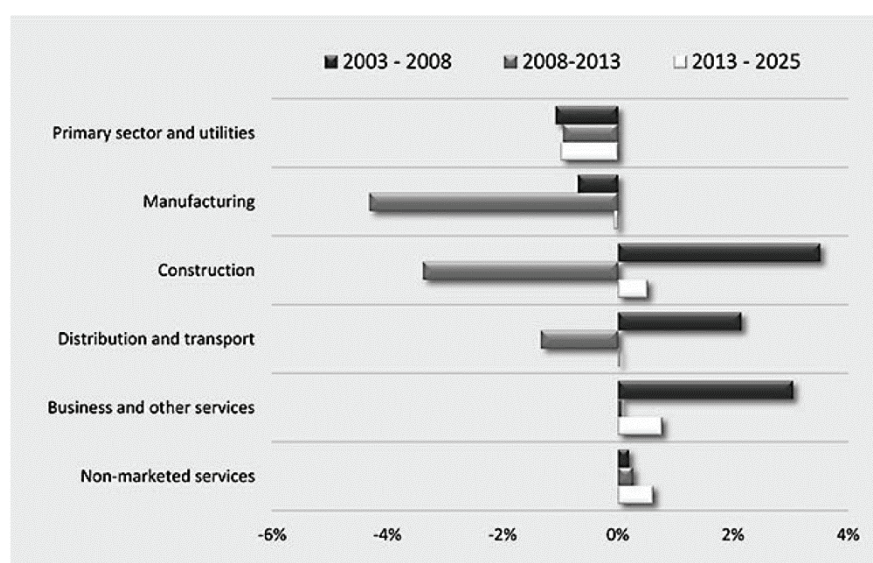
めにも、教育訓練の提供が必要となる。

2. 技能需要

高齢者に限らず、デンマークでは広範な年齢層が訓練に参加する。この傾向は教育資格の水準によっても左右されないという（OECD (2015)）。保有資格の水準をみると、後期中等教育資格の保有比率が相対的に高い。

金融危機後の不況期には、製造業と建設業における雇用が大きく減少した。特に製造業については、2025年までの予測でも労働需要が拡大しないとみられている。

図表 2 - 4 部門別の雇用の変化と予測（2003-2025年）



出所：Cedefop (2015)

第2節 職業訓練制度の体系

1. 教育訓練政策における位置付け（教育制度との関係）

デンマークにおける教育訓練制度の特徴として挙げられるのは、普通教育と職業教育の融合が図られた他の北欧諸国と異なり、普通教育と職業教育の二つの経路が設けられている点で、ドイツにおけるデュアルシステムに準えられることが多い。Jorgensen (2014)によれば、デンマークでは長く、職業訓練が若年者に対する教育訓練の主流であり、とりわけ労使の強い影響力のもとで実施されていたアプレンティスシップ（企業における見習い訓練）がその中心であった。1960年代の普通教育の拡大を経て、70年代には、他の北欧諸国と同様、普通教育の要素を盛り込んだ形への転換が試みられたものの、実技的な側面を重視する職業訓練との調整が難しく、このため両者を並行して実施するとの政策方針の転換があったという。現在の後期中等教育における職業訓練制度は、1990年代初頭の制度改革により導入されたが、その際も、普通教育と職業教育を並

置した枠組みが維持され、またアプレントイスシップの伝統を引き継いで、職場訓練を重視した内容となっている。

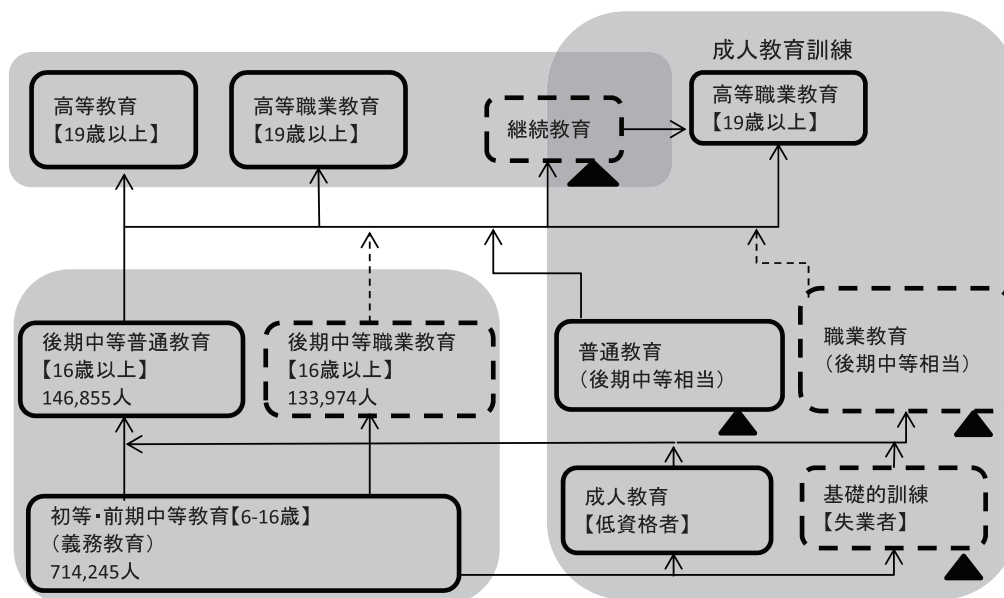
後述のとおり、両者の大きな違いは修了後の進学先にある。職業教育への参加者は、修了資格の取得後に直接大学に進むことはできず、関連分野での職業的な第3期（高等・継続）教育プログラムへの参加に限定される。

（1）主流の（Mainstream）教育訓練

デンマークの教育・訓練制度は、主流の教育訓練と、成人向け教育・継続訓練に大きく二分され、それぞれ前期・後期中等教育訓練および高等教育訓練に相当するプログラムが提供されている。

このうち、主流の教育訓練は、初等教育から高等教育までの普通教育のほか、後期中等教育訓練、高等教育相当の職業教育が含まれる。一方、成人教育・継続訓練は、中等教育修了資格を持たない成人向けに提供される前期中等教育相当のプログラム（FVU、AVU—後述）、失業者や低資格層に対する職業訓練プログラムのほか、高等教育相当の職業訓練プログラムが設けられ、職業経験などを考慮して成人向けに調整されたパートタイムのコースなどを通じて提供されている⁴。

図表 2-5 教育訓練制度の概要



注：破線の矢印は、高等教育の一部のプログラムのみ進学可能であることを示す。また、図中で▲の付されたプログラムは、事前学習の評価による参加が可能。

出所：Cedefop (2014)を元に簡略化。

⁴ 後述のとおり、主流の教育訓練における職業訓練（EUD）は、年齢に関わらず受講が可能。成人教育・継続訓練は、中等教育訓練資格の未取得者に対してより簡易なプログラムを通じた資格取得の機会を提供するほか、キャリアなどの必要に応じた補完的な資格の取得を可能とするもの。

図表 2 - 6 教育訓練制度の各段階における学生数 (2012 年)

	男性	女性	計
初等・前期中等教育	366,514	347,731	714,245
義務教育部分	346,771	328,924	675,695
第10学年	19,743	18,807	38,550
資格取得外の教育(生産学校等)	6,629	4,261	10,890
後期中等普通教育	58,742	88,113	146,855
後期中等職業教育(EUD)	85,743	48,230	133,973
短期第3期教育	12,910	10,431	23,341
中期第3期教育	66,775	93,689	160,464
職業学士教育	29,825	51,824	81,649
その他	757	887	1,644
大学の学士教育	36,193	40,978	77,171
長期第3期教育(修士)	26,923	35,872	62,795
博士課程等	4,650	5,646	10,296
計	627,840	634,020	1,261,860

出所：Cedefop (2014)

①初等・前期中等教育

デンマークの基礎的学校教育は、6歳から16歳まで(保育園から第9学年に相当)が義務教育である。初等・前期中等教育は一般に統合されており、包括的なデンマークの国民学校(Folkeskole)で実施されるが、私立学校などその他の種類の教育機関も存在する。修了には、後期中等教育への進学要件となる卒業試験を受ける。なお9学年以降、48%が選択制の10学年で継続学習を受ける。10学年は、後期中等教育への進学に先立って、不足している学力の向上などをはかることを目的としている。

②後期中等教育

初等・前期中等教育の修了後に進む後期中等教育は、後期中等普通教育と後期中等職業教育(erhvervsuddannelse - EUD)で構成される。このうち、多くの者が進学する後期中等普通教育プログラム⁵は、高等教育への進学の準備と位置づけられ、一般に3年で、修了資格が進学の要件となる。

前期中等教育(9学年または10学年)の修了後、学生の73%が後期中等普通教育に、また19%が後期中等職業教育(EUD)にそれぞれ進学している(2014年)⁶。一方で、後期中等レベルの教育訓練に在籍する学生数で見ると、普通教育と職業教育の割合はおおよそ半々である。EUD参加者の比率が高まる理由の一端は、義務教育修了から一定期間

⁵ 下記の4区分に分かれ、それぞれ修了時に異なる資格が取得できる。うち二つは職業志向の内容を含むが、職業資格に結びつかないことから、普通教育に分類されている。

- ・後期中等教育卒業試験(studentereksamen - stx)
- ・高等予備試験(højere forberedelseksamen - hf)
- ・高等商業試験(højere handelseksamen - hhx)
- ・高等技術試験(højere teknisk eksamen - htx)

高等予備試験には、選択肢となる10学年の修了(または労働市場もしくはEUDなどでの同等の経験)が必要であり、一般に2年間。

⁶ Cedefop (2014)

を経たプログラム参加者を含むことにある⁷。普通教育の参加時点の平均年齢は 17 歳未満、職業訓練プログラムでは 23 歳で、修了時の平均年齢も、それぞれ 20 歳と 28.5 歳となっている⁸。前期中等教育からの進路として、普通教育への移行のほうが一般的とみなされていることが一因とみられる。また、後期中等職業教育の参加者が普通教育の学生に比べて、修了により長い期間を要する傾向にある（普通教育は一般に 3 年間だが、EUD の一般的な所要期間は 3.5～4 年）。

③第 3 期・高等教育

第 3 期教育は大きく次のように分かれる。

・短期プログラム

アカデミー専門学位 (academy profession degree) の提供を目的としたプログラムで、職業高等教育アカデミーと呼ばれる訓練機関で提供される。なお、成人向けに提供されている同等のプログラム (videregående voksenuddannelse – VVU) は、普通教育と職業教育の中間的な内容と位置づけられる。一定の職場訓練の期間が含まれる。

・中期プログラム

普通教育の学士および職業学士 (professional bachelor) のプログラム。前者は大学における 3 年の学習により取得される学位で、修了後は修士課程 (candidatus) に進むことができる。また職業学士は、上記のアカデミーまたは準大学 (university college) で提供される 3～4 年の学習で、6 カ月間の職場体験 (work placement) を含む。修了後は、専門内容に関連した成人継続教育における修士相当のプログラムに進むことができる。

・長期プログラム

大学で提供される普通教育の修士（以降の）プログラム。ほとんどの学生が学士号を取得した後、修士号プログラムを継続する。修了後は、博士号プログラムへのアクセスが提供される。

（２）成人教育・継続訓練（在職者・失業者）

成人教育・継続訓練には、前期・後期中等レベルの普通教育および職業教育訓練のプログラムのほか、高等レベルの職業的な内容を含む普通教育、また普通教育と職業訓練の中間的な継続教育のプログラムが設けられている。このうち、前期中等レベルには、予備的成人教育 (Forberedende voksenundervisning – FVU) と成人普通教育 (Almen voksenuddannelse – AVU) の二つの普通教育プログラム⁹と、基礎的職業教育訓練プロ

⁷ この中には、普通教育を経由して職業訓練に移行するケースも含まれる。

⁸ 職業教育訓練プログラムを開始した平均年齢は、2007 年以降で 1.5 歳増加している。

⁹ FVU（予備的成人教育）は基本的な読み書き計算のプログラムで、学習障害者や外国人向けデンマーク語のコースを含む。また AVU（成人普通教育）は、前期中等教育を未修了の成人や特定科目の補修を必要とする成人に提供される（Cedefop 2012）。

グラム（Erhvervsgrunduddannelse－EGU）がある。いずれのプログラムも、修了後に後期中等レベルの教育または職業訓練に進むことができる。

次に、後期中等レベルにも同じく以下の三つのプログラムがある。いずれも、進学や就業に際して不足している学習内容（competence）の補完のためのプログラムと位置づけられ、受講にはそれまでの公式・非公式教育や就業経験などの事前学習（prior learning）が考慮される。

- ・高等予備単一科目（hf-enkeltfag）

特定の高等教育プログラムへの進学のために後期中等資格の補完を要する成人が主な対象の普通教育プログラム。科目の適正な組み合わせにより、高等予備試験受験資格（højere forberedelseseksamen）が取得可能。

- ・基礎的（職業）成人教育（Grunduddannelse for voksne－GVU）

少なくとも2年の関連労働経験がある未熟練労働者を対象にしており、EUDと同等の資格の取得が可能。

- ・成人職業（継続）訓練プログラム（Arbejdsmarkedsuddannelser－AMU）

熟練労働者と未熟練労働者の両者を対象にした特定の労働関連スキル訓練を行う。プログラムは、基礎的（generic）スキル、特定の職種／業種に関連するスキル、労働管理スキルの三つの主要なカテゴリーからなる。

加えて、第3期教育に対応したプログラムとして、短期の継続（職業）成人教育（VVU）、中期のディプロマ・プログラム、長期の修士プログラムがある。これらのプログラムは、キャリアに結び付いた教育を提供するパートタイムのコースとして提供されている。

2010/11年に、一つ以上の成人教育・継続訓練プログラムに参加した成人は65万9,000人で、多くのプログラムがパートタイムのため、フルタイム換算では75,758人となっている（図表2-7）。

図表2-7 成人教育・継続訓練プログラムの参加者数（フルタイム換算、2010/11年）

	参加者数(フル タイム換算)
前期・後期中等教育レベル	41,958
予備的成人教育(FVU)	1,885
一般成人教育(AVU)	8,428
付加的試験コース	4,063
高等準備単科コース	12,367
その他普通教育	15,215
職業的教育レベル	12,254
成人職業訓練(AMU)	12,254
第3期教育レベル	21,546
短期第3期教育	5,215
中期第3期教育	12,294
長期第3期教育	4,037
計	75,758

出所：Cedefop (2014)

2. 所管省庁、関係機関の役割（実施・監督機関、教育訓練機関、労使団体など）

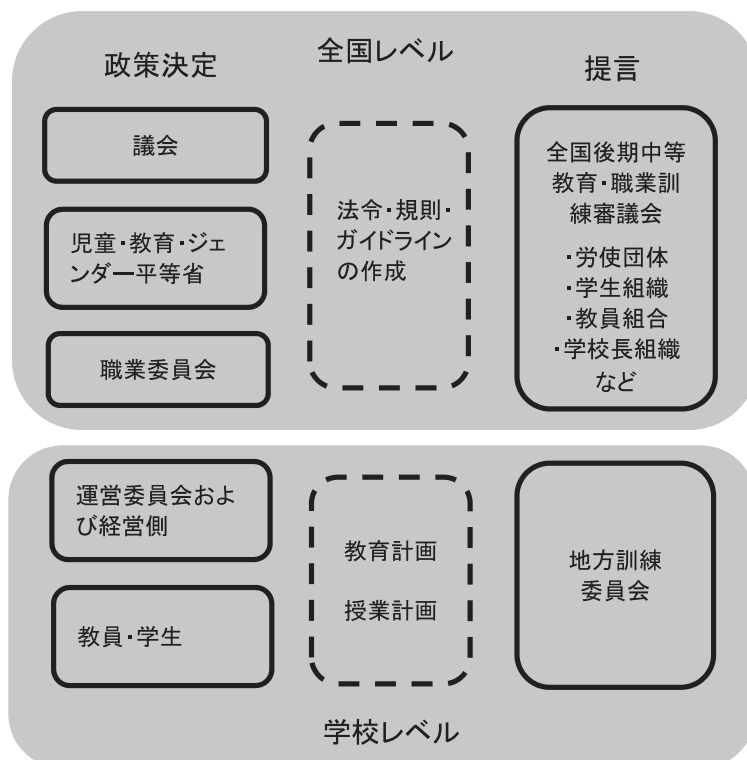
以下では、職業教育訓練の中心となっている後期中等レベルにおける主流の職業教育訓練と成人教育・継続訓練の実施体制を概観する。両者は共通の構造を有しており、一部のプロバイダは双方に関与しているが、関係する組織が異なる。

（1）主流の職業教育訓練

①公的機関

教育訓練政策に関わる中央省庁は、児童・教育・ジェンダー平等省（Ministeriet for Børn, Undervisning og Ligestilling）と高等教育・科学省（Uddannelses- og forskningsministeriet）の2省である。前者が後期中等教育相当までの、また後者が第3期教育相当の教育訓練の実施に関して、議会に対する責任、財政責任および法的な責任を負う。児童・教育・ジェンダー平等省は、EUDプログラムの目的を定めるとともに、プログラムの実施に際してソーシャル・パートナーやカレッジ、企業などが関与するにあたっての法的枠組み（法令、規則、ガイダンス）を提供する。加えて、教育訓練の実施に関する予算の配分を行っている。配分は、学生数などの活動に関する指標により補助金額を算定する「タクシメーター」（taximeter）方式による。

図表 2-8 EUD に関する組織



出所：Cedefop (2014)

②ソーシャル・パートナーによる委員会組織

職業教育訓練の実施に当たっては、労使団体および関連組織の代表によって構成される委員会組織が、労働市場のニーズに適合した職業教育訓練の実施をはかるうえで重要な役割を果たしている。こうした組織は、全国および地方レベル、あるいは職業別に設置され、職業教育訓練の内容や実施に関して児童・教育・ジェンダー平等省やプロバイダに提言を行う。

・全国後期中等教育・職業訓練審議会（Rådet for de grundlæggende erhvervsrettede uddannelser）

全国レベルの審議会は、ソーシャル・パートナー、学生組織の代表、教員組合の代表、学校長組合の代表など 31 人で構成される。EUD プログラムの適合性や新規プログラムの開発、合併あるいは廃止に関して、児童・教育・ジェンダー平等省に提言を行う。

・職業委員会（faglige udvalg）

職業委員会は、同数の労使を含む通常 10～14 人のメンバーで構成され、およそ 50 の職業委員会が EUD の主要コースの内容や実施手法に関して責任を負う。職業に関する動向をモニター・予測し、需要に応じたナショナル・カリキュラム¹⁰の開発や更新、学習目標、最終試験基準の策定などを行う。また、法的枠組みに基づく個別コースの規制枠組み、またプログラム期間や、座学と職場訓練の割合の決定、職場訓練の受け入れ企業の認定、参加者と企業の間で何らかの問題が生じた場合の判断などを行う。また、修了者に対する修了証の発行も行う。

新たな職業教育訓練プログラムの導入に際して、職業委員会は想定される職業や訓練機会、また雇用の見通しなどを分析し、児童・教育・ジェンダー平等省に提案書として提出する。提案書に関する上記の全国諮問委員会の助言を経て、政府による承認の是非が判断される。導入が決定されたプログラムについては、職業委員会がその目標や範囲に関する説明責任を負う。

・地方訓練委員会（lokale uddannelsesudvalg）

地方訓練委員会は、全国職業別委員会により指名された地方使用者と被用者の代表および職業カレッジにより指名されたスタッフ、管理者、学生の代表で構成される。地域の労働市場のニーズに即した訓練の実施を目的としており、各職業カレッジにおける訓練プログラムの実施計画の策定を支援する¹¹。また、全国職業別委員会が地元企業等を職

¹⁰ 嶋内（2014）によれば、ナショナル・カリキュラムは、各プロバイダが実施する具体的なカリキュラムというよりも、ガイドラインに近い。

¹¹ 一般に、二つ以上の地方訓練委員会が各カレッジと提携しており、各委員会が EUD の異なる分野を網

場訓練組織として認定する際や、あるいは訓練参加者と企業間の紛争の調停などにあたって、全国職業別委員会に助言等を行う。加えて、職場訓練の受け入れ組織数の確保や、その適格性の確保も行う。

③プロバイダ

国内で約 110 の職業教育訓練のプロバイダが、児童・教育・ジェンダー平等省の管轄下で後期中等レベルのプログラムを提供しており、これには以下が含まれる。

- ・ビジネスカレッジ：26 カ所
- ・テクニカルカレッジ：21 カ所
- ・複合カレッジ（例えばビジネスと技術部門の両分野の複合）：19 カ所
- ・農業カレッジ：10 カ所
- ・ヘルスケアカレッジ：10 カ所
- ・美容学校など複数の専門組織

上述のとおり、カレッジは地方訓練委員会と連携し、提供するコースを決定する。運営には、教員、学生、管理スタッフの代表およびソーシャル・パートナーの代表で構成される運営委員会が責任を負い、プログラムの提供や財務の監督、運営管理者（取締役、学長、学部長など）の任命・解任を行うほか、カレッジに対して規制や指針を課す役割を担う。

カレッジは、後期中等普通教育資格の高等商業試験（højere handelseksamen）や高等工業試験（højere teknisk eksamen）、また成人職業訓練（AMU）のコースも提供することができる。さらに、企業等からの委託を受けて訓練プログラムを提供するほか、他のカレッジと協力して短期の高等教育プログラムを提供することも多い。最近では、カレッジの合併が行われる傾向にあり、数の減少と大規模化（学生に広範なプログラムの選択肢を提供）が並行して進んでいる。

（２）成人教育・継続訓練

①公共団体とソーシャル・パートナー

成人教育・継続訓練制度も、EUD とほぼ同様の関係組織の構造で運営されている。後期中等レベルまでの職業教育訓練を児童・教育・ジェンダー平等省が所管するほか、以下の全国・地方レベルの委員会組織への関与を通じて、労使その他の関係者が制度の運営に参加している。

- ・全国成人教育・継続訓練評議会（Voksen og efteruddannelses-rådet, VEU-rådet）：成人教育・継続訓練全般について、児童・教育・ジェンダー平等省に提言を行う¹²。

羅している。

¹² 従来は、成人向けの普通教育と職業教育・継続訓練の双方について諮問委員会が設置されていたが、

- ・全国職業別成人教育・継続訓練委員会 (efteruddannelsesudvalg) : プログラムおよびコースの形態と内容の策定ならびに統合能力記述書 (joint competence descriptions - 後述) の作成に責任を負う。11 の委員会組織が設置されている。
- ・地方訓練委員会 : 成人教育・継続訓練の地域における技能需要に対する適合性に関して、カレッジと継続教育 (AMU) 訓練センターに提言を行う。労使代表のほか、カレッジ等の代表により構成される。

②プロバイダ

EUD プログラムも提供するカレッジおよび AMU 訓練センターを含め、およそ 100 のプロバイダによって成人教育・継続訓練が提供されている。AMU の提供者としての認証を受けるには、地域の VEU センター (Voksen- og efteruddannelses Center) に参加しなければならない。2010 年に新設された 13 の VEU センターは、地域における成人普通教育および成人職業教育・継続訓練の質と有効性の維持を目的とした組織で、訓練機関の登録のほか、教育・職業訓練の実施に関する指針の策定、また地域の技能需要を把握し、訓練機関との協力によりプログラムの有効性の改善をはかることなどを担う。

カレッジと AMU 訓練センターの運営委員会は、上記の地方訓練委員会の設置に関して、その数や所管する分野の範囲、あるいは EUD を提供するプロバイダとの協力関係などについて決定する責任を負う。

3. 資格制度

上述の若年者および成人向けの各種の職業教育訓練プログラムは、終了時に実施される試験に合格して、資格を取得することが前提となるが、これらの資格は、全国資格枠組み (NQF)¹³において体系化されている (図表 2-9)。8 つのレベルからなり、初等・前期中等レベルの教育職業資格から、博士号レベルまでを網羅するもので、枠組みに位置づけられるためには、有効性や質に関する妥当性が確認され、公式な認証を受ける必要がある。また、非公式教育などの事前学習もこの枠組みの中で評価される。各種プログラムの枠組み内での位置づけにあたっては、上述の職業別委員会および継続教育訓練委員会が勧告を行い、児童・教育・ジェンダー平等省がこれを承認する形をとる。

2010 年にこれらが統合された。

¹³ 各種の教育・職業資格の NQF への位置づけの作業は、2010 年に完了した。

図表 2-9 全国資格枠組み (NQF)

レベル	学位および認定証	補完資格認定証
1	・国民学校 (Folkeskole) (初等および前期中等教育) の9学年卒業試験認定証	・予備的成人教育認定証 (FVU) ・一般成人教育レベルG(9学年)の単一科目コース認定証 (AVU)
2	・国民学校の10学年認定証	・基礎的職業教育・訓練認定証 (EUD基礎教育コース) ・一般成人教育レベルFおよびE(10学年)の単一科目コース認定証 (AVU) ・成人職業訓練認定証 (AMU)
3	・職業教育・訓練認定証/職人認定証 (介護・看護ヘルパー、産業アシスタント (industrial assistant) など) (EUD)	・基礎的職業教育・訓練認定証 (EUD: 2年間の商業プログラム基礎教育コース) ・高等予備試験、単一コース科目 (hf-enkeltfag) ・一般成人教育レベルDの単一科目コース認定証 (AVU) ・成人職業訓練認定証 (AMU) ・単一科目VETコース認定証 (EUD)
4	・後期中等普通教育プログラム認定証 (stx, hhx, htx, hf) ・職業教育・訓練認定証/職人認定証 (社会医療アシスタント、産業技術者など) (EUD) ・後期中等普通教育認定証および職業教育・訓練認定証/職人認定証の組み合わせ (eux)	・後期中等教育レベルの補足単一科目コース認定証 (GSK) ・高等予備試験、単一コース科目 (hf-enkeltfag) ・成人職業訓練認定証 (AMU) ・単一科目VETコース認定証 (EUD)
5	・職業教育・訓練認定証/職人認定証 (映画およびTV制作技術者、航空整備士) (EUD) ・アカデミー専門学位 (erhvervsakademigrad) ・継続成人教育学位 (VVU)	・成人職業訓練認定証 (AMU) ・単一科目VETコース認定証 (EUD)
6	・学士 (Ba/Bsc) ・職業学士 (professional bachelor) ・ディプロマ (diploma degree)	
7	・修士 (candidatus) ・修士レベルの学位	
8	・博士	

出所：Cedefop (2014)

第3節 対象者別の職業訓練施策と実施状況

1. 若年者向け (教育課程における職業訓練、学校との連携含む)

(1) 後期中等職業訓練 (EUD)

主流の教育訓練における後期中等レベルの職業訓練プログラムである EUD は、原則として義務教育修了者であれば誰でも受講可能 (年齢に関して特定の要件はない) だが、主な対象は若年者である。農業、商業、技術および社会・医療など 12 の分野の基礎教育コースを導入部として、分野ごとに設けられた主要プログラムならびに専門科目を履修するもので、修了資格の取得後は、学習内容に関連した第3期教育への進学が可能となる (職業カレッジやアカデミー、準大学 (university colleges) における短期および中期第3期教育プログラム)。各分野において提供されている主要プログラム・専門科目数は

図表 2-10 のとおりである。

図表 2-10 EUD の分野別プログラム

基礎コース	主要プログラム数	関連専門科目・ステップ
自動車・航空機・その他輸送機械	8	22
建物・建設	15	38
建設・ユーザーサービス	3	6
動物・植物・自然	9	31
ボディとスタイル(美容)	3	4
食品	9	29
メディア・プロダクション	7	10
ビジネス	7	25
生産・開発	26	69
電気・管理・IT	10	27
保健・看護・教育	4	7
運輸・物流	7	31

出所：Cedefop (2014)

基礎教育コースは、主要プログラムに進むにあたって必要となる能力の取得を目的としており、カレッジにおいて、理論的な教育と実際のワークショップによる学習の組み合わせにより実施される。この比重は分野によって異なり、例えば商業プログラムでは、他の工業的プログラムに比して授業における学習を重視している。修了には、外部の試験機関¹⁴による試験に合格する必要がある。主要プログラムへの参加に必要な能力目標に対する到達度を評価するもので、合格した学生には、達成した科目とレベルを実証する認定証が発行され、これが主要プログラムに進む要件となる。

基礎教育コースの履修に要する期間は分野によって、また履修者のニーズによっても異なり、例えば技術分野の平均的な所用期間は 20 週間だが、必要に応じて 10～60 週間となることもある。商業分野では 38 週間または 76 週間を基本に、116 週間までの延長が可能である。

基礎教育コースの修了後に進むことができる 108 の主要プログラムでは、特定の職業¹⁵に関する職業資格を取得することが目的とされる。主要プログラムは、職場訓練とカレッジ・ベースの学習の期間が交互に重なる、いわゆる「サンドイッチ形式」をとり、分野によっても異なるが、一般にその比率は職場訓練期間 2 に対して学習期間が 1 となる¹⁶。プログラムにおける訓練内容は、参加者の希望に配慮しながらカレッジと雇用主が決定し、個別教育プランとしてまとめる。プランには、カレッジにおける教育と職場訓練の

¹⁴ 外部試験機関は、カレッジにより任命される。

¹⁵ こうした職業の例として、航空整備士、イベントコーディネーター、フィットネス・インストラクター、マルチメディア・アニメーターなど (Cedefop(2014))。

¹⁶ 例外的に、訓練がカレッジのみで実施される分野は、建築モンタージュ技術者 (building montage technician)、医療事務員、ウェブ・インテグレーターである。

間の関連性や、学習経路が示される。

主要プログラムにおけるカレッジ・ベースの学習は4種の科目に分けることができる。

- ・一般科目：英語、数学、デンマーク語など。プログラムに合わせて内容が調整される。例えば大工向けの数学は、大工としての労働に関連した分野を重視するため、動物看護師向けの数学とは異なる。一般科目には、製品開発や素材科学（**basic materials science**）といったその他の広範な科目も含まれる。
- ・分野別科目：例えば大工道具や基本的な図面に関する概論といった科目が含まれる。
- ・専門科目：分野科目により得られる能力をベースに、さらに特定の職務に対応付けられた内容で、例えば大工の例では、建造物または大工道具レベル2、など。
- ・選択科目：就職に役立つ特定の職業訓練、または継続教育に進むことを可能とする（例えばより高レベルの一般科目）科目の受講が可能。

各分野の主要プログラムの中で提供される専門科目（**specialisation**）ならびに「ステップ」が、それぞれ特定の職業に対応した資格につながっており、全体で300あまりの職業資格が取得可能である¹⁷。ステップにより、段階的な資格取得（履修の中断・再開）が可能となっている。主要プログラムの修了には、工業科目で一般に3～3年半（必要に応じて1年～5年）、商業プログラムで2年間を要する。

なお、主要プログラムや専門分野・ステップの数では、生産・開発分野が最も多いが、履修者数ではビジネス分野が1万2,598人と全体の4分の1に相当し、これに建設6,877人、食品加工6,754人、健康・介護・教育5,921人などが続く。なお、EUD参加者全体では男性の比率が高いが（2013年で男性56%、女性44%）、例えば商業分野や介護・保健分野のコースには女性が多く参加している¹⁸。

¹⁷ 例えば、主要プログラム「動物看護師」（**veterinary nurse**）には、専門科目として修了に3年2カ月を要する「小動物看護師」と「馬看護師」のほか、1年10カ月で修了可能な「動物看護補助」というステップが設けられている。履修者は、後者の資格を取得すれば動物看護補助として就業することができるが、主要プログラム動物看護師の資格取得には、専門科目の修了が必要となる。（Cedefop（2014））

¹⁸ Statbank Denmark（<http://www.statbank.dk/statbank5a/default.asp?w=1024>）。

図表 2-11 分野別主要プログラム参加者数（2013年）

分野	参加者数(%)
自動車・航空機・その他輸送機械	3,577 (6.7)
建物・建設	6,877 (12.7)
建設・ユーザーサービス	1,137 (2.1)
動物・植物・自然	3,478 (6.5)
ボディとスタイル(美容)	620 (1.1)
食品	6,754 (12.5)
メディア・プロダクション	2,315 (4.3)
ビジネス	12,598 (23.3)
生産・開発	4,021 (7.4)
電気・管理・IT	4,959 (9.3)
保健・看護・教育	5,921 (10.9)
運輸・物流	1,740 (3.2)

出所：Cedefop (2014)

履修者は、主要プログラムの受講許可を受ける前に、履修分野に関連する職場訓練の受け入れ先となる組織を探し、アプレントシップ契約（apprenticeship contract）を締結しなければならない¹⁹。受け入れ先となる組織は、アプレントシップに関する職業別委員会との合意内容に基づき、訓練に関する要件（特定レベルの技術・能力に関する訓練の提供等）を満たすことが求められる。現在、アプレントシップの提供に関して認可を受けている雇用主は国内に6万組織あまりあり、多くの雇用主が複数分野で訓練を実施している。認可を受けた組織は、5年以上活動していない場合を除き、認可更新の必要はない。

もし、適切な受け入れ先が見つからなかった場合は、受け入れ先の確保が可能な別の主要プログラムの受講を許可されるか、またはカレッジと訓練契約を締結し、カレッジで実習を行うこととなる²⁰。

主要プログラムでは、コース全体を通じてさまざまな評価が行われる。これには、科目単位の試験（例えば英語、数学）と、プログラムを通じて取得したスキル、能力、知識を組み合わせる力を評価するためのより広い評価の両方が含まれる。受け入れ組織は、毎回の職場訓練期間の終了時に、参加者の訓練の成果についてカレッジ、学生、職業別委員会に提出する。最終試験は、通常カレッジ・ベースの学習の最終期間中に行われ、その内容はプログラムによって異なるが、口頭および筆記試験、理論・実技両面の課題作業の組み合わせが最も一般的である。試験内容は、職業別委員会との協力により訓練カレッジが作成し、職業別委員会が外部の試験官を指名する。

なお、職業カレッジの質的保証に関連して、修了・中退率や試験の合格率がカレッジ

¹⁹ ただし18歳未満の者（18歳以上の者には適用されない）。または、カレッジあるいは地方若年者ガイダンス・センター（後述）が行う学力、個人的能力、社会的能力の評価に基づき「勉学の準備が整っている」（study-ready）と宣言されている必要がある。

²⁰ 受け入れ先の確保が課題となっており、このためカレッジを拠点とする訓練センターなど、代替的なスキームが現在検討されている。

の評価の一部として用いられる。また主要プログラムの有効性に関しては、修了者の就職率が参照される。

なお、後期中等レベルの職業教育訓練に関して、新たな実施手法も模索されている。一つは、EUDの開始時に、基礎教育コース（カレッジでの学習）に替えて、職場訓練からの導入を可能とする、「新アプレンティスシップ」（ny mesterlære）と呼ばれる取り組みである。これは、理論面の学習から開始することが困難とみられる者等を対象にしたもので、中退者の削減が意図されている。2013年には、通常的基础教育コースの参加者3万3,534人に対して、2,268人が新アプレンティスシップを通じて訓練を開始している²¹。

もう一つは、職業教育資格と普通教育資格の両方を取得する機会を提供するEUXで、修了者は高等教育への進学も可能である。2010年の導入以降、実施されているプログラムは未だ少数に留まる。なお、通常のEUDより長期の教育訓練期間を要する。

（2）第3期教育レベルの職業教育訓練

EUDの修了者は、より高度な職業教育訓練として提供されている短期または中期高等（第3期）職業教育に進むことができる。短期高等教育プログラム（kort videregående uddannelse, KVVU）は、9カ所のビジネス・工業アカデミー（erhvervsakademi）²²により提供される2～2年半を要するプログラムで、修了者にはアカデミー専門学位（erhvervsakademigrad, AK）が付与され、修了後は成人向けの高等教育相当の職業教育プログラム（「ディプロマ・プログラム」）に進むことができる²³。歯科衛生士、検査技師、マルチメディアデザイナーなど、25の職業別のプログラムが提供されている。

一方、中期高等職業教育の職業学士プログラム（professional bachelor programme）は、主に7カ所の準大学（University college）²⁴により提供されている。所用期間は3～4年で、修了者には職業学士（professional bachelor's degree）の資格が付与され、修了後は、大学が提供する特定の修士課程に進むことが可能となる。教員、助産婦、看護師、ソーシャルワーカー、あるいはジャーナリストなど、80の職業学士プログラムが実施されている。

いずれについても、受講には原則として関連する分野のEUDプログラムの修了が要件となる。また、プログラムには一定の職場訓練を含む。2013年の各プログラムの参加者は、KVVUが24,528人、職業学士プログラムが80,665人で、双方とも顕著な増加傾向に

²¹ そのほとんどは美容分野（美容師が最多）と食品分野の訓練参加者であるという。

²² 2009年に設置された。

²³ KVVUは、後述の成人教育・継続訓練におけるディプロマ・プログラムへのアクセスを提供する。

²⁴ 従来あった様々な分野のカレッジ（教員カレッジや看護カレッジなど）を統合して、2010年に設置された。このほか、2つの工科カレッジと、メディア・ジャーナリズム大学において職業学士のコースが提供されている。

ある。

2. 成人向け職業教育訓練

上記のとおり、後期中等職業教育において提供されている EUD は、年齢等に関する要件は設けられておらず、このため成人も EUD を利用することができる。しかし、成人向けには別途、後期中等レベル以上のプログラムが設けられており、これらは成人に合わせて参加要件や教育訓練の内容が調整されている。

(1) 後期中等レベルの成人向け職業教育訓練

・成人職業訓練 (AMU)

AMU プログラムは、広範な業種・職種に関する継続訓練ニーズに対応しており、未熟練・熟練労働者、技術者、あるいは失業者など、雇用の有無や教育的背景にかかわらず、国内の居住者全般を対象に提供されている。主に、特定業種や特定職種に関する技能の習得を目的とした内容で、半日から 50 日、平均 1 週間という比較的短期のプログラムが多い。これらは、大きく三つのカテゴリーに分類することができる。

- ・特定の職種・業種に関連した能力（新たな技術知識の取得など）
- ・ICT などの一般的な能力
- ・コミュニケーション・スキルなどの個人的能力

訓練の実施に際しては、個別訓練プラン (Elevplan) が作成される。個々の参加者のニーズに即した達成目標を示すもので、参加者の仕事に関連した多様な分野と能力を網羅したプログラムの組み合わせが可能である。その際、職歴や過去に受けた教育訓練など、非公式な教育を通じて既に取得されている能力、「事前学習」の評価・認定が重要な役割を果たす。個別能力評価を通じて、訓練ニーズが個人ベースで判断される。

プロバイダ（職業カレッジ、AMU 訓練センターおよび民間提供者）は、個別訓練プランに沿った適切な訓練の実施や、プランに設定された目標の達成に責任を負う。訓練が完了した参加者には、認定証が発行される。一部のプログラムの認定証は、特定の機械操作などに従事するための要件となる。また、AMU は、より高度な継続教育訓練に進むための資格を提供しないが、例えば同一分野の EUD プログラムへの参加の際に、既取得の単位として移行が可能である。

なお、現在提供されている約 3,000 のプログラムの内容は、主に上述の全国職業別成人教育・継続訓練委員会が作成し、児童・教育・ジェンダー平等省によって承認を受け²⁵。労働市場における技能需要の変化に対応するため、毎年約 200 の新規プログラムが作成される一方、技能需要に対する適合性を欠くとみなされたプログラムは廃止され

²⁵ ただし、個別の企業の訓練需要に対応して開発され、当該企業により資金が提供されている一部のプログラムを除く。

る場合もある。プログラムの内容、提供手法や期間などは、雇用主や参加者のニーズを勘案して決定される。

また、これらのプログラムは、職務分野に相当する約 130 の統合能力記述書によってグループ化されている。統合能力記述書の内容は、職務分野に関連する能力、一般的な職場、能力の取得につながるプログラムまたは単一科目コースのリストによって構成されている。異なる記述書が、同じプログラムを含む場合もある。AMU プログラムと併せて、統合能力記述書についても全国職業別成人教育・継続訓練委員会が作成し、児童・教育・ジェンダー平等省が承認している。

2013 年には、およそ 62 万人が AMU コースに参加した。参加者数は 2010 年以降、40 万人近く減少している。また、コースの多くは非常に短期間のため、フルタイム換算した参加者数は 9,700 人に留まるが、これについても 2010 年時点からは 37% 減少している。なお、参加者の大半は、最終教育歴が EUD (51%) または義務教育 (25%) の修了である。

・基礎的成人教育 (Grundlæggende voksenuddannelse、GVU)

基礎的成人教育 (GVU) は、就業経験はあるものの教育資格をほとんど持たない成人に対して、公式の職業資格を提供することを目的としている。受講要件は、25 歳以上で少なくとも 2 年間の関連の就業経験を有することである。参加者には、実際の職場経験と AMU コースへの参加を含む事前学習の評価が行われ、これをベースに、職業資格の取得に向けた能力の補完のための個別教育・訓練プランが作成される。内容は、以下の組み合わせによる。

- ・ EUD プログラムの単一科目と要素
- ・ AMU プログラム
- ・ 成人普通教育の単一科目

プランは、関連プログラムの提供に関して承認を受けた AMU 訓練センターまたは職業カレッジが作成する。また実際の訓練は、複数の訓練機関で分担することができる。

GVU 資格は、類似の EUD 資格と同等であり、参加者は EUD と同様の最終試験を受ける。成人は EUD も受講することができるが、GVU では個人のニーズによりマッチした教育訓練内容への調整が可能である。個別教育・訓練プランは 6 年間まで有効であり、さらなるフレキシビリティも提供されるため、成人は仕事を続けながら、正式な職業資格を取得することができる。

なお、2011 年の GVU 登録者数はフルタイム換算で 800 人で、2008 年から倍に増加している。最多となる GVU プログラムは、教育アシスタントプログラムであり、フルタイム相当学生総数の 65% を占めている。

（２）第３期教育レベルの成人向け職業教育訓練

・継続（職業）成人教育（Viderdgående voksenuddannelse、VVU）

上述のアカデミー専門プログラム（KVU）と同等の内容を、成人のニーズに合わせて、主に夜間と週末のパートタイムコースで提供するものである。KVUと同様、ビジネス・工業アカデミーで提供される。受講要件として、EUD資格または後期中等普通教育資格のほかに、2～3年の関連分野における就業経験も必要となる。これは、事前学習の評価により、KVUであればフルタイムで2～2年半の学習を要するところを、1年間のフルタイム学習相当の短期プログラムで同等の資格取得を可能とすることによる。ただし、パートタイムコースのため、実際には修了に2～3年の期間を要する。現在提供されている20のプログラムには、小売、通訳、国際輸送・流通、情報技術などの分野が含まれる。KVU資格と同様、修了資格の取得後は、大学における学士相当の資格取得が可能な職業教育プログラム（ディプロマ・プログラムまたは職業学士プログラム）に進むことができる。

（３）失業者等向け支援

上記の成人向け職業教育訓練は、在職者のほか、一部は失業者にも提供されているが、就業への移行がより困難と考えられる失業者や障害者等に対しては、就業支援の一環として、必ずしも資格に結びつかない教育訓練の機会が設けられている。

①求職者および労働市場から排除されやすい者に対する支援措置

失業者や犯罪歴のある者、薬物乱用歴のある者、難民、障害者等に対しては、地方自治体の管轄下にある91カ所のジョブセンター（公的職業紹介機関）が、就業に向けた各種の支援策を実施している。

- ・若年失業者のアクティベーション：EUDやAMU訓練センターの特別コース、あるいは生産学校や国民高等学校²⁶において教育訓練の機会を提供する。内容や期間等は、対象者毎のプランによって大きく異なる。
- ・地方自治体の要請による特別AMUコース：地域の技能需要に対応した訓練の提供をはかるもので、他のAMU制度と同じ原則にしたがって実施される。
- ・地方自治体によるアクティベーションプログラム：生産学校や国民高等学校における訓練コースのほか、地方自治体が定める活動への参加をはかるもの。
- ・賃金助成：失業者の雇用に対して、1年を上限に時間当たり141.02クローネ（2014年）の賃金助成を行うもの。訓練が併せて実施される場合もある。一般に、受け入れ先は対象者自身が探すこととされているが、ケースワーカーが支援する場合もある。

²⁶ 国民高等学校（folkehøjskoler）は、公式外の非職業成人教育を行う。

②生産学校

後期中等教育を修了していないか、進路が定まっていない25歳以下の若年者を対象に、全国に78の生産学校（独立機関）が設置され、資格取得を前提としない実技中心の学習機会を提供している。参加者の大半は、義務教育修了者またはEUDの基礎教育コースのみを修了した者である。参加期間は1年以下に限定され、終了時には受講証明書が付与される。参加者には期間中、地方自治体と国から給付が支払われる。2012年度の参加者数は5,673人。

③基礎的職業教育訓練（EGU）

30歳未満で、他の（資格を伴う）教育・職業訓練の修了が困難な失業者に提供される、平均2年間のフルタイムの訓練プログラムである。3分の1の期間を占めるカレッジなどでの教育と、3分の2の職場訓練を交互に実施するもので（ただし、理論的な学習の比率は小さい）、EUDの主要プログラムの一部の訓練単位などが取得可能である。参加者には、カレッジでの訓練中は社会保障給付が、また職場訓練中は賃金（当該業種における労使協約で設定）が支払われる。プログラム提供の可否は、対象者の居住する地方自治体の判断による。2013年度の参加者数は2,005人。

④特別支援を必要とする若年者のための青少年教育

法律に基づき、学習障害等により特別支援の必要な若年者を対象に3年間のプログラムを提供するもので、一般的な教育、職業教育および実習の組み合わせによる教育訓練が実施される。終了時には、取得された能力に関する認定証が付与される。2013年度の参加者数は5,579人。

第4節 各種の促進策

1. 金銭的支援

（1）若年者向け職業訓練（EUD）

EUDの実施に際しては、カレッジと受け入れ先組織の双方に公的な補助が行われる。このうち、職業カレッジに対しては、上述の「タクシーメーター」方式により、定量化可能な活動単位（例えば、フルタイム換算の学生数）に対して補助額が決定される²⁷。2011年には、71億6,500万クローネが基礎教育コースおよび主要プログラムの実施に充てられた。

²⁷ このほか、建物の保守や人件費等が補助金として支給されている。

一方、受け入れ先組織に対しては、カレッジでの訓練に伴う受講者の不在期間に関して、雇用主賃金償還スキーム（Arbejdsgivernes Elevrefusion、AER）と呼ばれる基金からの賃金の償還が行われるが、この基金は、雇用主に拠出が義務付けられている負担金を財源としている。雇用主は、訓練受講者の受け入れの有無を問わず、フルタイム従業員 1 人当たり年間 3,026 クローネ（2013 年）を拠出している。この償還スキームは、EUD だけでなく AMU にも適用される（図表 2-12）。

図表 2-12 若年者向け教育訓練に関する支出（2013 年）

基礎コース・主要プログラム	EGU・生産学校	後期中等普通教育
71億6,500万クローネ (9億6,300万ユーロ)	9億6,300万クローネ (1億2,900万ユーロ)	123億2,700万クローネ (16億5,600万ユーロ)

出所：Cedefop (2014)

（2）成人向け職業訓練（AMU）

AMU は、主に公的補助により実施され、プロバイダには EUD と同様、「タクシーメーター」方式による補助が行われる。加えて、ほとんどのコースについて課される参加費（平均で週 100 ユーロ相当）については、一般に雇用主が支払う。失業者については、費用の支払いが免除される（雇用省が負担）。

訓練受講中の参加者には、上記の雇用主賃金償還スキームから、失業手当の 8 割相当額を手当として受給する権利が保障される（2013 年で週 3204 クローネ）。ただし、訓練参加者の大半は雇用されており、訓練参加中も減額されていない給与を得ていることが多いため、実際には主として雇用主に対する賃金の償還に充てられる。

2. その他の支援・促進策

（1）職業訓練に関する情報提供

国内には、4 種のガイダンス・センターがある。

・若年者ガイダンス・センター（Ungdommens Uddannelsesvejledning）

地方自治体には、義務教育から後期中等教育への移行、または労働市場への移行に関連したガイダンスの実施が義務付けられている。このため地方自治体は、国内 51 カ所の若年者ガイダンス・センターにおいて、若年者にガイダンス・サービスを提供している。主な対象のひとつは、義務教育就学中の学生（15 歳～17 歳）である。義務教育終了後の教育訓練への進学に先立って、学校との協力により、生徒の「教育準備状況」（education readiness）の評価を行う²⁸。評価内容は、学力、個人的能力、社会的能力などで、準備が不足しているとみなされた若年者に対しては、個別のガイダンスが提供される。加えて、25 歳未満の非就労者で、教育訓練プログラムも未完了の者に接触し、彼らが教育・

²⁸ 前述のとおり、18 歳未満の若年者に対する EUD の受講要件のひとつ。

訓練または雇用に戻れるよう支援する義務も負う。

各若年者ガイダンス・センターはサービスの提供にあたり、地域の中高等教育機関や企業、公的雇用サービス機関と連携することが求められる。

・地域ガイダンス・センター（Studievalg）

地域（region）単位のガイダンス・センターは、地域内の後期中等および高等教育機関との連携により、後期中等教育プログラムに参加している学生に対して、高等教育への移行に関するガイダンスを行うほか、現在教育訓練を受けていないが、高等教育プログラムへの登録を希望している若年者・成人に対する、高等教育プログラムに関する情報（プログラムの修了はどのような職業につながり得るかを含む）の提供を行う。

若年センターと同様、地域センターについても関連機関との連携をはかることが義務付けられる。これには、上記の教育機関のほか、労使団体、地方自治体、および下記の E ガイダンス・センターが含まれる。

・E ガイダンス・センター

ウェブ上に設置されたポータルサイト（ug.dk）²⁹をベースに、e メールや電話などでガイダンスを行うもので、2011年に開始された。常駐のカウンセラーと、地方のパートタイムのカウンセラーで構成され、地方・地域のガイダンス・センターとも連携している。

・VEU センター

高等教育レベル以外の成人向け教育訓練に関するガイダンスを提供する組織として、全国に13カ所の VEU センターが2010年に設置された。企業を対象として、従業員の訓練機会に関する相談を受け、適切な訓練コースの紹介や費用面の助言などを行うほか、個人（雇用の有無を問わず）に対しても、キャリアに関する目標の達成に向けた技能向上プランを提供する。このほか、中小企業を主な対象に、従業員訓練に関する制度の利用を働きかけるアウトリーチ・プログラムも実施している。

（2）課題と改革の方向性

職業教育に関して認識されている課題の一つは、参加者の減少である。政府は、技能労働者の不足や、優秀な学生が職業教育に向かわなくなることを危惧し、職業教育を進路としての魅力を高める目的で、高等教育に進学可能な学習内容も併せて盛り込んだ新たなプログラムとして上記の EUX を設置した。

一方で、近年中退者が増加しており、これを防止する対応が行われている。修了率の低下の一因は、職業志向の学生が職業教育のアカデミック化についていけずに中退するというものである。このため、EUD における主要プログラムを職場訓練から開始する、

²⁹ 同サイトでは、全国の教育訓練プログラムや労働市場に関する情報提供も行っている。このほか、ガイダンス関係者（カウンセラー、カウンセラー育成者、自治体、政策担当者など）向けに中央省庁が設置しているリソース・センターなどがある。

「新アプレンティスシップ」が導入された。また、後期中等教育への進学前の前期中等教育における準備が不足している可能性を考慮、前期中等教育に補足的な職業教育の学年を設置することが検討されている。加えて、EUDの主要プログラムに関しては、職場訓練の受け入れ先の不足から中退者が生じている側面もあるとして、これに相当する訓練が可能な訓練センターの設置が検討されている。

まとめ

デンマークにおける職業訓練制度は、義務教育修了後の若者に対して普通教育と職業教育を並列的に提供している点が一つの特徴として指摘される。加えて、成人に対しても前期中等から高等教育レベルまで、各種のプログラムが設置されており、幅広い年齢層による参加がみられる。

参加者は、プログラムの修了により得られる職業資格を重視している(OECD(2009))と見られ、資格取得が労働市場での雇用機会を高める(あるいはキャリアの向上につながる)と期待されていることが推測される。これには、労働者の半数近くをカバーしている職業規制(序章参照)により、資格保有が特定職種に従事する要件となっていることも大きいと考えられる。

同時に、主要な職業訓練プログラムで提供される内容は、労使を中心とする委員会組織によって、地域における技能需要に応じて設定・見直されていることも、雇用への結びつきやすさに寄与している可能性がある。

【参考資料】

嶋内 健「デンマークにおける初期職業教育：制度の概要とガバナンス」『技術教育学の探究』第12号

Cedefop (2012) "Denmark - VET in Europe : Country Report 2012"

Cedefop (2014) "Denmark - VET in Europe : Country Report 2014"

Cedefop (2015) "Denmark - Skill Supply and Demand up to 2025- 2015 edition"

Jorgensen,C.H. (2014) "The current state of the challenges for VET in Denmark"

OECD(2009) "Learning for Jobs OECD Reviews of Vocational Education and Training - Initial Report"

OECD (2015) "Denmark - Working Better with Age"

(ウェブサイト)

Cedefop

<http://www.cedefop.europa.eu/>

Ministeriet for Børn, Undervisning og Ligestilling (児童・教育・ジェンダー平等省)

<http://eng.uvm.dk/>

Danmark Statistiks (デンマーク統計局)

<http://www.uvm.dk/service/Statistik.aspx>

Danish Adult Education Associations (デンマーク成人教育協会)

<http://www.daea.dk/>

Eurostat (EU 統計局)

<http://ec.europa.eu/eurostat/data/database>